

教育

長与町講座教室 講師リストへ登録しませんか？

申・問 生涯学習課社会教育班
☎801-5682 FAX883-7151
✉oubo.kyoiku@nagayo.jp

町内の各公民館・施設で開催している講座・教室をより一層充実させるため、講師・指導者の人材リストを作成しています。

「指導の幅を広げたい」「町民の学びに協力したい」という方はぜひ登録をご検討ください。

申「講師登録カード」を窓口またはメールで生涯学習課へ提出。

「講師登録カード」は町ホームページからダウンロード可。【町政>申請書ダウンロード>申請書ダウンロード(生涯学習課)】

右のQRから
ダウンロードできます



町ジュニア・リーダーの仲間を 募集しています！

問 町子連事務局(生涯学習課内)
☎801-5682 FAX883-7151
✉nagayo.chokoren@nagayo.jp

●町ジュニア・リーダーとは
町内の中高生で構成したボランティア団体

対 町内在住の中学1年生～高校3年生

内 主な活動内容

- ・子ども向けイベントの企画運営
- ・地域の子ども会でレクリエーション
- ・町子連が主催する行事のお手伝いなど、学校生活だけでは経験できないような活動をします。

他 県大会や九州大会に参加すれば、他地域で活動をしているジュニア・リーダーと交流ができ、各地に友達を作ることができます！ぜひ一緒に活動しましょう！

問 問い合わせ 時 とき 所 ところ 対 対象 内 内容 定 定員 料 料金

国の教育ローン(日本政策金融公庫)のご案内

問 教育ローンコールセンター
☎0570-008656(ナビダイヤル)
☎03-5321-8656

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。詳しくはホームページをご覧ください。

「国の教育ローン」
ホームページ



健康・福祉・介護

国保の手続きは14日以内に 届出をしてください

問 健康保険課保険係
☎801-5821

- 資格取得(国保に加入)
 - ・転入したとき
 - ・職場の健康保険をやめたとき(退職や扶養から外れたとき)
 - ・子どもが生まれたとき(職場の健康保険の扶養に入れる場合は不要)
 - ・生活保護を受けなくなったとき
- 資格喪失(国保を脱退)
 - ・転出したとき
 - ・職場の健康保険に加入したとき
 - ・死亡したとき
 - ・生活保護を受けるようになったとき

申 健康保険課窓口か郵送で手続き

障害者福祉医療費助成制度の 利用には手続きが必要です

申・問 福祉課障害者福祉係
☎801-5827

支給対象者が医療機関で支払われた保険診療金額の一部を助成する制度です。助成を受けるためには、福祉課で認定手続きが必要です。(所得制限有)

- 対 ①身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
②特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方

65歳以上の皆さん、ながよ『ねこの手ポイント』に参加しませんか？

申・問 町ボランティアセンター
(町社会福祉協議会内)
☎883-7588

対 65歳以上の介護認定をうけていない方で、介護保険料の未納がない方

内 町内の高齢者施設や個人宅でのボランティア活動などを行うとポイントが付与。ポイントは交付金(最大5,000円)や商品券などに交換できます。

申 参加希望者は必ず講習会を受講してください。

【講習会スケジュール】

時間:10時～11時

4月6日(水)、14日(水)、5月13日(金)、

7月4日(月)、9月13日(水)、11月4日(金)

ながよ『ねこの手ポイント』(介護予防サポーターポイント制度)とは？

高齢者の皆さんが積極的に社会参加することにより、地域貢献による生きがいや自発的な介護予防につながることを目的としています。

長与町認知症カフェ 「ながよみかんカフェ」

問 町社会福祉協議会
☎883-7588
介護保険課包括支援係
☎801-5822

●3月のテーマ 認知症家族介護体験談

時 3月25日(金)

13時30分～15時30分

所 老人福祉センター大ホール

料 100円

他 コロナ感染状況により中止となる場合があります。

老人クラブ連合会催し

問 町老人クラブ連合会事務局
(町社会福祉協議会内)
☎883-7760

他 詳しくはお問い合わせください。

●令和4年度長与町老人クラブ
定期総会

時 4月6日(水)

所 老人福祉センター大ホール

申 申込み 締切 他 その他

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

申・問 福祉課障害者福祉係
☎801-5827
県障害福祉課
☎895-2453

対 義足や人工関節を使用している方、内部障害、発達障害、難病・妊娠・認知症の方など

●ヘルプマーク

周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたもの

●ヘルプカード

障害のある方が災害時や緊急時など、周囲の人に提示し、手助けを求めることを目的としたもの



環 境

一般家庭からのもやせるゴミ排出量・資源化量の比較

もやせるゴミ排出量(同月比較)

月	令和3年度	前年度比
1月	581,430kg	+21,610kg
累計	5,881,840kg	▲153,510kg

紙類の資源化量(同月比較)

分類	1月	前年度比
段ボール	14,730kg	+2,080kg
新聞紙	9,300kg	+1,010kg
雑誌・ざつがみ	20,190kg	+2,040kg
紙パック	760kg	+190kg
合計	44,980kg	+5,320kg

今後ごみの分別や資源化物の拠点回収などにご協力をお願いいたします。

くらし

人権相談・行政困りごとなんでも相談

問 総務課行政係 ☎801-5781

合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽にお越

しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【人権相談特設相談・行政困りごとなんでも相談】

時 3月15日(水)13時～16時

所 北部地区多目的研修集会施設

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付けます。

【常設人権相談所(長崎地方務局)】

時 月曜日～金曜日8時30分～17時15分(祝日を除く)

所 長崎地方務局 ☎0570-003-110

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。

長崎行政監視行政相談センター

☎849-1100

軽自動車などの名義変更や廃車の手続きは4月1日(金)までに行いましょう

下記について、4月1日(金)現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。

対 ●原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(問 税務課住民税係 ☎801-5785)

●250cc以下のバイク・三、四輪の軽自動車(問 全国軽自動車協会連合会長崎事務所 ☎838-3244)

●250cc超のバイク(問 長崎運輸支局 ☎050-5540-2083)

「和三郎憩いの広場」前に臨時バス停が設置されます

岡郷の桜の名所「和三郎憩いの広場」前に長崎バスの臨時バス停が設置されます。

時 設置期間

3月15日(水)～4月15日(金)

他 広場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。



令和4年度市町村交通災害共済加入受付中

申・問 地域安全課 ☎801-5662

車社会の現代、事故に遭わないのが一番ですが、ワンコインでもしもの時の安心を。

対 長与町に住民登録をしている方(就学のため一時的に転出している方も加入可)

内 万一事故にあわれたとき、その災害の程度により一定の見舞金が支払われます。

共済掛金 1人500円

(中途加入も同額)

共済期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)(※中途加入の場合:加入日時～令和5年3月31日(金))

●交通事故災害とは

国内で自動車・汽車・電車・原動機付自転車・自転車・旅客船・旅客機などの接触・衝突・転覆などにより人身の事故(自損事故を含む)に遭われた場合です。

一人ひとりが火災予防に努め住宅火災から命を守りましょう

問 長崎市北消防署浜田出張所 ☎882-3345

住宅火災の多くは、たき火、暖房器具やコンロからの出火、たばこの不始末などが原因となっています。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期が続きますので、一人ひとりが火の取扱いに注意するなどして火災の予防に努めましょう。

また、「おうち時間」を利用して、次のことについて家族みんなで確認し防火意識を高めましょう。

「住宅火災」から命を守る4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. コンロを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

土地・家屋価格などの縦覧・閲覧を実施します

問 税務課固定資産税係
☎801-5786

● 令和4年度土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿による価格の縦覧

時 4月1日(金)～5月2日(月)

対 土地・家屋の納税者およびその代理人

内 町内の土地や家屋の評価額の確認

● 固定資産課税台帳(名寄帳など)の閲覧

時 4月1日(金)以降

内 所有している土地や家屋、償却資産の内容の確認

対 納税義務者(資産の所有者)およびその代理人、借地・借家人

所 税務課固定資産税係窓口
平日8時45分～17時30分

料 無料

他 持ってくるもの

- ・納税者および納税義務者:本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- ・代理人:委任状または納税通知書および代理人の本人確認書類
- ・借地・借家人:賃貸借契約書(当該権利を証する書類)および本人確認書類

※名寄帳(閲覧用)および評価証明書は発行できますが、名寄帳(原本証明)および公課証明書の発行は納税通知書発送後(4月中旬)となります。

ながさき森林環境税の延長について

問 森林環境税の用途について
県林政課 ☎895-2983
森林環境税の課税について
県税務課 ☎895-2215

● 「ながさき森林環境税」とは

平成19年度に森林を社会全体で支える新たな仕組みとして創設され、森林環境の保全に取り組んでいます。

時 課税期間 令和8年度まで延長

内 税額

個人: 県民税(均等割)に年間500円を加算
法人: 県民税均等割額に5%相当額を加算
※課税期間延長による税額の変更はありません

他 詳しくは
県ホームページを
ご覧ください。



令和4年度第1回危険物取扱者試験

申・問 (一財)消防試験研究センター
長崎県支部 ☎822-5999

時 6月12日(日)10時～

所 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、五島市、対馬市

対 試験の種類 甲種、乙種、丙種

申 詳細は、ホームページをご確認ください。願書・資料などは、県内の各消防署、長崎県消防保安室・各振興局などで配布しています。

☑ 書面申請 4月4日(月)～15日(金)

電子申請 4月1日(金)～12日(火)

(一財)消防試験研究センター
ホームページ



国税専門官 募集

問 申込方法について

人事院人材局試験課
☎03-3581-5311(内線2332)
その他 福岡国税局人事第二課
☎092-411-0031(内線2432)

時 第1次試験 6月5日(日)

第2次試験
7月4日(月)～15日(金)のうち第1次試験合格通知書で指定する日

対 ・平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
・平成13年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方
①大卒の方および令和5年3月までに大学卒業見込みの方
②人事院が①と同等の資格があると認める方

内 試験の程度 大学卒業程度

申 インターネット申込み

☑ 受付期間 3月18日(金)9時～4月4日(日)受信有効

他 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

求人

登録調査員募集中

申・問 政策企画課総務統計係
☎801-5661

国などが実施する統計調査において、調査対象となる世帯・事業所を訪問して調査の依頼、調査票の配布・回収などを

行う「調査員」へ従事を希望する方を募集します。あらかじめ町に登録していただく必要があります。

- 「登録=任命」をお約束するものではありません。あらかじめご了承ください。
- 任命期間中の身分は「非常勤公務員」になります。調査員には守秘義務が課せられます。

対 ①20歳以上の町民の方で、健康で責任をもって統計調査を遂行できる方
②調査で知り得た情報など、秘密の保護に関して信頼のおける方
③警察や税務、選挙に直接関係のない方
④暴力団員に該当しない方、または暴力団や暴力団員と密接な関係を有しない方

報酬 調査員には、調査活動(おおむね2か月の任命期間)の対価として報酬が支払われます。金額は調査の種類や受け持ち件数によって異なります。

募集・登録期間 随時受付

調査員の登録から任命までの流れ

町(政策企画課)に登録
申込書を提出し「登録
調査員」として登録



町統計調査員募集ページ

↓
各種統計調査に応じ、「登録調査員」の中から町が統計調査従事を依頼

↓
※今後の統計調査
2022年10月就業構造基本調査
統計調査に従事

町子連登録ボランティア 募集

問 町子連事務局(生涯学習課内)
☎801-5682 FAX 883-7151
✉nagayo.chokoren@nagayo.jp

時 【町子連主催イベント】

6月:リーダー研修会(キャンプ)

7月:球技大会

9月:子どものつどい(昔遊び)

2月:実践活動発表会

3月:次期リーダー・育成者研修会

対 興味のある方はどなたでも可

(お子さまの有無は不問)

内 イベントのお手伝いなど

申 まずはご連絡ください

● 町子連とは・・・

長与町子ども会育成会連絡協議会
のことで、各地区の子ども会が相互に協力して活動できるように取りまとめを行い、町全体の子どもの健全育成を図る団体。

臨時職員(給食調理員)募集

申・問 町公共施設等管理公社事務局
(役場公用車庫2階)
☎883-1106

対 雇用時の年齢が18歳以上の方(学生除く)

内 時給 960円(令和3年度)

勤務時間

8時15分～16時15分(休憩含む)

午後からのみも可(13時15分～16時15分)

勤務場所 町内小学校、長与南小学校
給食共同調理場

勤務内容 学校給食調理

任用期間 原則として半年更新

※勤務成績により職員登用有

勤務日数 月10日～14日

休日 土日祝日、給食が無い期間

申 登録申込書(公社事務局にあり)を郵送または直接持参して提出
受付 9時～17時(土日祝日除く)
※随時面接

自衛官募集

申・問 自衛隊琴海地域事務所
☎884-2809

詳しくはお問い合わせください。

●自衛隊幹部候補生

【一般】対 20歳以上28歳未満

【歯科・薬剤科】対 20歳以上30歳未満

1回目:～4月14日Ⓢ

2回目:～6月16日Ⓢ

●医科・歯科幹部

対 医師・歯科医師の免許取得者

第1回目:6月10日Ⓢ

●技術海上幹部・技術航空幹部

対 大卒以上の方で、応募資格に定められた学部・専攻学科などを卒業後、2年以上の業務経験のある方

5月20日Ⓢ

●技術海曹・技術空曹

対 20歳以上の方で、国家免許資格取得者など

5月20日Ⓢ

●予備自衛官補

【一般】対 18歳以上34歳未満

【技能】対 18歳以上55歳未満で国家免許資格などを有する者

第1回:4月8日Ⓢ

●自衛官候補生

対 18歳以上33歳未満

年間を通じて募集

●一般曹候補生

対 18歳以上33歳未満

第1回:5月10日Ⓢ



町立児童館児童厚生員 募集

申・問 こども政策課子育て支援係 ☎801-5886

職務内容	・児童の健康増進および情操を養うことを目的とした集団的、個別的指導 ・地域児童の健全育成 ・子育てに関する相談業務(必要に応じ、関係機関と連携して課題解決)
勤務場所・時間	町内の各児童館。月曜日～土曜日のうち週5日間(祝日・お盆・年末年始を除く) 9時50分～17時30分。
募集人数	若干名
受付期間	3月10日Ⓢまで
応募資格	平成14年4月1日以前生まれの者で、次の1または2の条件を満たす者。 1. 母子指導員の資格を有し、次の①～③のいずれかに該当する者 ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者 ② 保育士の資格を有する者 ③ 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上、児童福祉事業に従事した者 2. 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の教諭となる資格を有する者
応募方法	以下の書類をこども政策課へ提出 ① 町立児童館児童厚生員採用試験受験申込書(兼面接カード)(こども政策課・町ホームページで入手可) ② 写真(3cm×4cm)※①に貼り付け ③ 資格・免許などを証する書類(写し)
採用試験日	3月中旬 長与町役場で実施予定(詳細は後日申込者に連絡)
試験内容	作文試験・面接試験
雇用条件	雇用期間 原則として1年間(更新あり) 給与月額 142,709円～(令和4年度) 休暇 有給休暇制度あり 保健など 健康保健、厚生年金および雇用保険・期末手当(2回)
採用予定日	令和4年4月1日Ⓢ ※事前に研修を行う場合有り

年金
だより

国民年金保険料の追納をおすすめします！

問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。特に納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

そこで、10年以内であれば追納制度により、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

注意事項

- ・老齢基礎年金を受給している方は、お申込みできません。
- ・一部免除を受けた期間で、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
- ・追納が可能な期間のうち、原則古い分から納めていただきます。なお、過去3年度以前の追納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。お早目の追納をおすすめします。

令和4年4月から年金手帳が廃止されます

4月以降に新たに国民年金の被保険者となった方(20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者になった方など)には、資格を取得したお知らせとして、年金手帳に替えて「基礎年金番号通知書」が送付されます。

また、年金手帳をお持ちの方は引き続き利用できますが、年金手帳を紛失された際は、4月から「基礎年金番号通知書」の再発行になります。



消費者注意報

18歳になるあなた、『悪質商法』にひっかかっていませんか？

～若者が被害にあいやすい手口をご紹介します～

問 県消費生活センター ☎824-0999 町消費生活相談窓口 ☎883-1111

成人になれば、保護者の親権から外れて契約などが自由にできますが、逆に言えば、これまで権利行使できた「未成年者取消権」が行使できなくなります。自己責任で解決しなければなりません。

今回紹介する商法以外にもさまざまな手口があります。スマホやSNSの情報を慎重に見極めることが大切ですが、なかなか難しいと思います。自分の身を守るために、うまい話には「すぐに飛びつかない。よく考え、親に相談、ネットで調べる。」ことが大切です。

18歳で成人といえども、社会経験が乏しく、周囲の雰囲気にもまれ、流されてしまう危険性をはらんでいます。誘惑に負けない心構えを持ち、甘い言葉に十分注意しましょう。もし被害にあったら一人で悩まず相談をしてください。

副業やアルバイトでのもうけ話

「スマホで30分操作」「簡単に誰でも稼げる」「友達に紹介したら紹介料をもらえる」などと勧誘されてニセ電話詐欺(特殊詐欺)やマルチ商法に加担させられる。

出会い系サイトでの被害

会いたいと感情を揺さぶり、次々にポイントを購入させ、会う約束をしても何かと理由をつけて会えない。また、LINE交換で文字化けの処理費用でポイントを購入させる。



クレジットカードなどの不正利用

たとえ他人がカードを利用したと釈明したとしてもカード会社はカード名義人に返済を求め、他人にカードを貸したことで一括返済を求められる可能性があります。絶対にクレジットカードを他人に渡さないようにしましょう。また、携帯電話番号・口座番号なども他人に渡さないようにしましょう。

美容医療サービスの勧誘トラブル

モニターで連れていかれて高額な商品を契約させられる。